

附属書五（第七章関係）

第一編 日本国の表

1 この表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第百八条1の規定に従って記載するものである。

(a) 第百四条

(b) 第百五条

(c) 第百六条

(d) 第百七条

2 この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
 - (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
 - (f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
 - (g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第七章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他の全ての事項に優先する。
- 4 金融サービスについては、
- (a) 日本国は、附属書七第八条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限のような措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、

新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法律に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法律に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくペルーの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第百二条1(d)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5 第百六条の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

6 この編の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	分野	自動車整備業
	小分野	自動車分解整備業

	二
産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
J S I C 八九 自動車整備業 市場アクセス(第百六条) 現地における拠点(第百七条) 中央政府 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第六章 自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。	事業サービス J S I C 九一一 職業紹介業 J S I C 九一二 労働者派遣業 市場アクセス(第百六条) 現地における拠点(第百七条) 中央政府 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第三章及び第三章の三 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四章 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第五章及び第六章 日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、か

	三
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
<p>つ、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。</p> <p>(a) 民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。）</p> <p>(b) 港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービス</p> <p>職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。</p>	<p>回収代行のサービス</p> <p>J S I C 六六一九 その他の補助的金融業・金融附帯業</p> <p>J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業</p> <p>市場アクセス（第六六条）</p> <p>現地における拠点（第七七条）</p> <p>中央政府</p> <p>債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第三条及び第四条</p> <p>弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条</p> <p>法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であり、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。</p> <p>いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回</p>

五		
分野 小分野	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	
流通サービス アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス	<p>建設業</p> <p>J S I C 〇六 総合工事業 J S I C 〇七 職別工事業（設備工事業を除く。） J S I C 〇八 設備工事業</p> <p>市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章</p> <p>1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>	<p>収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であつて、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。</p>

七	六	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
教育、学習支援業 高等教育サービス J S I C 八一六 高等教育機関 市場アクセス(第百六条) 現地における拠点(第百七条)	流通サービス 公共卸売市場において提供される卸売サービス J S I C 五二一 農畜産物・水産物卸売業 市場アクセス(第百六条) 中央政府 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十五条、第十七条及び第三十三条 公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。	J S I C 五二二二 酒類卸売業 J S I C 五八五一 酒小売業 市場アクセス(第百六条) 中央政府 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第九条から第十一条まで この小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。

	八
<p>政府の段階 措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置</p>
<p>中央政府 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。 「学校法人」とは、日本の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。</p>	<p>金融サービス 保険及び保険関連のサービス J S I C 六七二 損害保険業 J S I C 六七四二 損害保険代理業 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 保険業法（平成七年法律第五号）第八十五条、第八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条</p>

十	九	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	概要
船舶の国籍に関する事項	<p>製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業 J S I C 三一三一 船舶製造・修理業 市場アクセス（第百六条） 中央政府 造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二条から第三条の二まで 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。</p>	<p>保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第一百六条及び第二百十二条の六 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶</p>

	十一
<p>留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置</p>
<p>市場アクセス（第百六条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物運送サービスを含む。）を提供する場合については、国籍要件を適用する。 「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。</p>	<p>計量サービス J S I C 七四四一 商品検査業 J S I C 七四五 計量証明業 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）</p>

十二	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階	医療及び福祉 J S I C 八五九九 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府	概要 <ol style="list-style-type: none"> 1 特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 2 特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 4 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5 特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6 計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
----	-------------------------------------	---	---

十四	十三	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	措置 概要
自由職業サービス	<p>自由職業サービス</p> <p>現地における拠点（第百七条）</p> <p>中央政府</p> <p>鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章</p> <p>日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立される法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。</p>	<p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章</p> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）</p> <p>日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p>

十五	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス J S I C 七二一一 法律事務所 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二章及び第四章 外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しな
	産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	J S I C 七二一一 法律事務所 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章 法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならぬ。 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。

十七	十六	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
自由職業サービス J S I C 七二二一 公証人役場、司法書士事務所 内国民待遇（第四百四条）	自由職業サービス J S I C 七二一二 特許事務所 市場アクセス（第六六条） 現地における拠点（第七七条） 中央政府 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章 弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならぬ。 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならぬ。	なければならない。 日本国の法令に基づく外国法事務弁理士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。

十九	十八	
分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	政府の段階 措置 概要
自由職業サービス	自由職業サービス J S I C 七二二一 公証人役場、司法書士事務所 市場アクセス（第六六条） 現地における拠点（第七七条） 中央政府 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章 司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならぬ。	市場アクセス（第六六条） 現地における拠点（第七七条） 中央政府 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章 日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。

	二十
小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
J S I C 七二四一 公認会計士事務所 市場アクセス(第百六条) 現地における拠点(第百七条) 中央政府 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)第三章、第五章の二及び第七章 公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。	自由職業サービス J S I C 七二四二 税理士事務所 市場アクセス(第百六条) 現地における拠点(第百七条) 中央政府 税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)第三章、第四章及び第五章の二から第七章まで 税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号) 税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しな

二十二		
分野	二十一 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
自由職業サービス	自由職業サービス J S I C 七二三一 行政書士事務所 J S I C 七二九四 不動産鑑定業 J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業 J S I C 七四二一 建築設計業 市場アクセス（第六六条） 現地における拠点（第七七条） 中央政府 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一章、第二章及び第六章 日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。	ければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。

	二十三
小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
<p>社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二及び第四章の二から第五章まで 社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならない。日本国内に事務所を設置しなければならない。</p> <p>社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 七二三一 行政書士事務所</p> <p>市場アクセス（第百六条）</p> <p>現地における拠点（第百七条）</p> <p>中央政府</p> <p>行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三章から第五章まで及び第八章</p> <p>行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならない。その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。</p>

	二十四	二十五
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
<p>行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならぬ。</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業</p> <p>市場アクセス（第百六条）</p> <p>中央政府</p> <p>海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十七条</p> <p>海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならぬ。</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 七二二二 土地家屋調査士事務所</p> <p>市場アクセス（第百六条）</p> <p>現地における拠点（第百七条）</p> <p>中央政府</p> <p>土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章</p> <p>土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士とし</p>

	二十六	
	分野 小分野 産業分類	不動産業 J S I C 六八一 建物売買業 J S I C 六八二 土地売買業 J S I C 六八二 不動産代理業・仲介業 J S I C 六九四 不動産管理業 市場アクセス(第百六条) 現地における拠点(第百七条) 中央政府 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二章 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二章 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第三章 1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、主務大臣又はその事務
概要	留保の種類 政府の段階 措置	ての資格を有しなければならない、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。

二十八		
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
船員 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 四五一 外航海運業 J S I C 四五二 沿海海運業 内国民待遇（第四百四条）	不動産鑑定業 J S I C 七二九四 不動産鑑定業 市場アクセス（第六百六条） 現地における拠点（第七百七条） 中央政府 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第三章 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。	3 所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。

		<p>市場アクセス（第百六条）</p> <p>中央政府</p> <p>船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章</p> <p>運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号）</p> <p>運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号）</p> <p>国土交通省海事局長通達（平成十六年第五百十三号）</p> <p>日本の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。</p>
二十九	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p>	<p>職業上の安全及び衛生に関連するサービス</p> <p>J S I C 七二九九 他に分類されない専門サービス業</p> <p>J S I C 七四四一 商品検査業</p> <p>J S I C 七四五二 環境計量証明業</p> <p>J S I C 八二二二 職業訓練施設</p> <p>市場アクセス（第百六条）</p> <p>現地における拠点（第百七条）</p> <p>中央政府</p> <p>労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章</p> <p>労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第</p>
<p>政府の段階</p> <p>措置</p>	<p>留保の種類</p>	<p>概要</p>

三十一	三十	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	概要
運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等	測量業 J S I C 七四二二 測量業 市場アクセス(第百六条) 現地における拠点(第百七条) 中央政府 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第六章 測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。	四十四号) 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二章及び第三章 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号) 作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。

三十二	
分野 小分野	留保の種類 政府の段階 措置 概要
運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）	<p>J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第四百四条） 市場アクセス（第百六条） 中央政府</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>2 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

三十三	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	運輸業 通関業 J S I C 四八九九 他に分類されない運輸に附帯するサービス業 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二章
	産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	市場アクセス（第百六条） 中央政府 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

	概要	<p>通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。</p>
三十四	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	<p>運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第四百四条） 最恵国待遇（第四百五条） 市場アクセス（第六六条） 現地における拠点（第七七条） 中央政府 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p>

		<p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員のおよそ三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体に所有される法人</p> <p>2 貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。</p>
三十五	分野 小分野 産業分類	運輸業 道路運送業 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 J S I C 四三二 一般乗用旅客自動車運送業 J S I C 四三三 一般貸切旅客自動車運送業 J S I C 四三九 一 特定旅客自動車運送業 J S I C 四四一 一般貨物自動車運送業 J S I C 四四二 特定貨物自動車運送業 J S I C 四四三 貨物軽自動車運送業 市場アクセス(第百六条) 現地における拠点(第百七条) 中央政府 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二章 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二章
留保の種類 政府の段階 措置		

三十六	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 運輸に附帯するサービス業 J S I C 四八五二 道路運送固定施設業 市場アクセス(第百六条)
	概要	<p>1 道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した指定地域を含む地域においては、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は、当該事業の事業計画の変更をすることができない。「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であつて、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めるときに指定される。</p> <p>3 一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した指定地域を含む地域においては、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は、当該事業の事業計画の変更をすることができない。「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力が現行の事業の実施が困難となる程度までに輸送需要量に対して著しく過剰となつていると認める場合に指定される。</p>

<p>三十八</p>	<p>三十七</p>	
<p>分野 小分野 産業分類</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>	<p>政府の段階 措置 概要</p>
<p>運輸業 水運業 J S I C 四五一 外航海運業</p>	<p>運輸業 運輸に附帯するサービス業 内国民待遇（第四百四条） 市場アクセス（第六百六条） 現地における拠点（第七百七条） 中央政府 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第二章から第四章まで 日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。</p>	<p>中央政府 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四章 自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要を考慮しなければならない。</p>

畜の売買若しくは交換又はそのあつせんをいう。

(第二編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)